

環境配慮指針適合表	ア 歴史的景観の保全に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	構造、形態、色彩等は、地域の風土、歴史又は文化に配慮(広島県公共事業等景観形成指針の遵守) その他	個別配慮事項番号	景	景	景	景	景	景	景
配慮技術	【基本的事項】 地域の風土、歴史、文化を把握し、地域において大切にされている歴史的景観の保全に努める。								
	構造、形態、色彩等は、地域の風土、歴史又は文化に配慮 構造、形態、色彩等は、地域の風土、歴史又は文化に配慮し、歴史的景観の保全に努める。								
【竹原市伝統的建造物群保存地区】									
									

環境配慮指針適合表	イ 文化遺産の保護に努める。	事業種	道路	港湾	河川	砂防	農業	公園	建築
	指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等の回避 文化財の調査・保存等 その他	個別配慮事項番号	景	景	景	景	景	景	景
配慮技術	【基本的事項】 地域の文化遺産を把握し、地域において大切にされている文化遺産の保護に努める。 事業の大小に関わらず、事業の計画段階で、当該計画地を管轄する市町村教育委員会に、事業計画地内の文化財の有無及び取扱いについて、協議する必要がある。								
	指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等の回避 事業計画地は、指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等を回避する。								
文化財の調査・保存等 事業の計画段階で、既存資料により事業予定地及び周辺地域における文化財等の分布状況を把握する必要がある。併せて、当該計画地を管轄する市町村教育委員会に、事業計画地内の文化財の有無及び取扱いを協議し、文化財があった場合はその取扱いを調整する必要がある。また、工事段階で新たに文化財を発見した場合は、市町村教育委員会と相談して、文化財の適切な保全対策を講じるとともに、県教育委員会に通知しなければならない。									